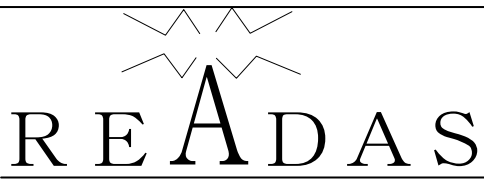


第 5775 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月16日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

海外親会社から材料の支給を受け加工する場合の消費税

Q：当社は、海外親会社から材料の支給を受け、それを国内で半製品に加工してから、親会社に納品しています。この場合の消費税の取扱いは、どうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

消費税の取扱いは、次のようになります。

①材料を輸入した時の消費税

消費税では、事業者が保税地域から引き取る課税貨物につき輸入申告書を提出した場合には、その課税貨物を引き取った日等の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税貨物について課された輸入消費税額を控除する旨を規定しています。したがって、材料を輸入するとき納付する消費税は、仕入税額控除の対象になります。

②加工賃に係る消費税

消費税では、国内において行われる課税資産の譲渡等のうち、非居住者に対して行われる役務の提供で、①国内に所在する資産に係る運送又は保管、②国内における飲食又は宿泊並びに③①及び②に掲げるものに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの以外のものについては、消費税を免除する旨規定しています。したがって、お尋ねの加工賃に係る消費税は、国内において行われる課税資産の譲渡等のうち消費税が免除されるもの（輸出免税の対象）に該当することとなります。

